

素案

「堺市のがん対策の推進について」

答 申

平成 年 月 日

堺市がん対策推進委員会

目 次

1	がんの現状と本市の状況	1
2	がん予防・早期発見・情報提供の推進について	
	(1) がん予防の推進	3
	(2) がんの早期発見の推進	3
	(3) がん情報の収集と提供	4
3	がん医療の充実と緩和ケアの推進について	
	(1) がん医療の推進	6
	(2) 緩和ケアの推進	6
4	がん患者等への支援の推進について	
	(1) がん患者及び家族への療養生活の質の向上	8
	(2) 精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他がんに伴う負担軽減	8
5	今後のがん対策の推進にあたって	10
6	審議経過	11

1 がんの現状と本市の状況

がんは、日本で昭和56年より死因の第1位となり、その数は年々増加しており平成24年には年間約36万人が亡くなっている。また、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題となっている。

国はがん対策として、昭和59年に策定された「対がん10カ年総合戦略」、平成6年に策定された「がん克服新10か年戦略」、平成16年に策定された「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき取り組んできた。

さらに、がん対策のより一層の推進を図るため、がん対策基本法（平成18年法律第98号）が平成19年4月に施行され、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための「がん対策推進基本計画」が平成19年6月に策定された。

この計画に基づき「治療の初期段階からの緩和ケアの実施」や「がん登録の推進」などに取り組んできたが、高齢化の進展とともに、日本のがんの罹患者の数、死亡者の数は今後とも増加していくことが見込まれる事や、がん医療についての地域格差等によりそれぞれの状況に応じた適切ながん医療や支援を受けられないことが懸念されている。

このような状況や新たな課題についての対策を行うため、平成24年6月に平成24年度から平成28年度までの5年程度の期間を一つの目安として定める新たな「がん対策推進基本計画」が策定された。

この計画では、これまでの課題に対しての充実を図るとともに、新たに重点的に取り組むべき課題として「働く世代や小児へのがん対策の充実」が掲げられ「就労に関する問題への対応」や「働く世代の検診受診率の向上」等の取り組みを推進するとされている。

これらの取り組みによって、「がんによる死亡者の減少」、「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」の全体目標の達成をめざしている。

堺市のがんの現状は、平成24年で年間約2,500の方が亡くなられており、死因別死亡割合では32.3%と約3人に1人が、がんで亡くなられている。

対策としては、昭和47年より胃及び肺がん検診を開始し、老人保健法（昭和57年法律第80号）による保健事業として昭和58年4月から子宮がん検診、昭和63年10月から乳がん検診、平成4年12月から大腸がん検診の順にがん検診を開始するとと

もに、がん予防に関する健康教育にも重点的に取り組んできた。

平成10年度からは、国の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、がんに関する正しい知識の普及や啓発、検診の実施に取り組み、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく堺市健康増進計画を平成14年1月に策定し、平成15年度からは、がんをはじめとする生活習慣病等の予防として健康施策を推進してきた。

さらに、平成24年10月からは、複数のがん検診をまとめて受診することができる総合がん検診を開始し、よりがん検診を受診しやすい環境を整えるとともに、がんの総合的な対策を推進するため、平成25年1月に「堺市がん対策推進条例」（平成24年9月27日条例第48号）が施行された。

条例では、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であり、今日その対策が市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状や、近年の国等のがん対策の動向を踏まえ、市、保健医療関係者、事業者及び市民の責務等を明らかにし、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見のみならず、科学的な知見に基づく適切ながん医療を全ての市民が受けられるようにするための総合的な施策を推進することを目的としている。

このような状況の中、堺市長より諮問のあった「堺市のがん対策の推進について」審議し、それぞれの課題に対して検討を行った。

2 がん予防・早期発見・情報提供の推進について

(1) がん予防の推進

ア 現状と課題

喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣などが健康に及ぼす影響等、がん罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識の普及啓発が重要な取り組みとなっている。

堺市では、従来から各保健センターなどにおいて、妊産婦、小中学校の保護者、企業にお勤めの方や高齢者に至るまで幅広くがんに関する予防啓発と知識普及を進めるとともに、受動喫煙を防止するための施策として、公園や路上喫煙禁止区域での喫煙を禁止するなどの措置や禁煙啓発、受動喫煙防止対策のポスター、チラシの作成及び配布を行っている。

しかしながら、堺市健康づくりに関するアンケート調査結果では「喫煙が及ぼす健康影響」で、肺がんにかかりやすくなると答えた者の割合が79.5%となっているなど、喫煙が健康に与える影響の知識普及がまだ不十分であるとの結果となっている。

また、食生活の改善や運動によってがんのリスクを下げるものとされており、これまで「健康さかい21」と連動し普及啓発を行ってきたが、堺市健康づくりに関するアンケート調査等の結果では、食塩摂取量の増加、野菜の摂取量の不足、一日の平均歩数の減少など低下しているものがあり啓発が不十分な結果であった。

イ 今後の方向性

がん予防の推進については、市民、企業、保護者などそれぞれの対象に応じた適切な啓発を、堺市、保健医療関係者、事業者など条例に規定するそれぞれの関係機関がその役割を理解し、連携を図りながら市民の生活習慣の見直しの動機付けや検診の受診促進につながるような啓発を積極的に行うべきである。

特に、乳がん自己検診については、その普及啓発に努め、自己管理の重要性の認識を高めるような啓発活動を行うべきである。

(2) がんの早期発見の推進

ア 現状と課題

堺市が実施しているがん検診受診率の平成15年から平成24年までの推移では、大腸・子宮・乳はいずれも増加しているが、胃・肺については、低い受診率の状況が続いており、年齢別では、胃・肺・大腸はともに65歳未満の受診者数が少ない状況である。また、他都市との比較では、平成23年度地域保健・健康増進事業報

告の大阪府下43市町村中のがん検診受診率の順位が、胃（37位）、肺（37位）と下位にある。

また、がん検診の精度管理の指標のひとつである精検受診率では、胃・肺・乳では70%を超えているが、大腸・子宮では30%程度にとどまっている。この大腸及び子宮の精検受診率は大阪府下市町村の中でも最低レベルに位置している。

堺市では、がん検診の受診勧奨として、一定の年齢の方へ検診案内の個別送付、企業等と協定を締結した受診促進の活動、年1回広報紙へのがん検診案内の折込などがん検診の啓発に取り組むとともに、複数のがん検診をまとめて受診できる「総合がん検診」を開始し、働き盛りの年齢層の方が受診しやすい環境整備を行っているが、大幅な受診率増加は見られない。

また、子宮、乳がん検診については、女性医師でないと恥ずかしいとがん検診を受診されない場合も見受けられる。

イ 今後の方向性

がんの早期発見に大きな役割を果たすがん検診については、受診率を向上することによりがん死亡率の減少を図るため国において有効性が確認されているがん検診の推進及び検診精度の維持向上が重要である。

しかしながら、総合がん検診の周知や実施医療機関数については、現段階では充足しているとは言えず不十分であるため、堺市は、医療機関数の増大を図り市民の検診受診の利便性の向上に努めつつ、検診の精度評価のため精密検査実施医療機関からの情報収集の強化に努め、保健医療関係者はこれに協力する必要がある。

なお、現段階で市が実施する検診として推奨されている検診については引き続き実施するとともに、今後新たな知見により推奨されると予測されるものについては、他市の動向、検査手法や導入時の効果などの情報収集と分析に努め、市民にとって意義のあるものであれば積極的にこれを導入すべきである。

また、市民の様々なニーズにできる限り対応が可能な検診体制の充実や市民への情報提供に取り組みがん検診の重要性を引き続き啓発するとともに、罹患率が高い年齢層に絞った啓発を実施するなどの、がん検診受診率向上に効果的な施策の検討を行うべきである。

(3) がん情報の収集と提供

ア 現状と課題

がんの現状や正しい知識の普及啓発を行うための根拠となる適切な情報収集を行い、科学的に有効とされる対策などについては、よりわかりやすく提供を行うことで、より効果的な正しい知識の普及啓発やがん検診の動機付けとなる。

がんによる死亡、罹患の状況、がん診療の情報、患者等の支援のための制度の情報など、がんに関する様々な情報を集約することによって、市民への情報提供の充実や科学的知見に基づくがん対策の一層の充実を図ることが重要となっている。

しかしながら、堺市は、広報紙やがん検診の受診勧奨の際に、一般的ながん死亡の状況などの情報提供に留まっており、その他の情報についても積極的な情報発信ができていない。

イ 今後の方向性

堺市は、国、府、医療機関よりがん対策に関連する情報を収集し市民等に分かりやすい形で提供出来るように情報の収集と分析を行い、収集した情報を広報さかい等の媒体を利用し公表するとともに保健センターやがん診療拠点病院などの窓口において必要な情報の提供が可能となるように検討を進めるべきである。

また、情報提供のツールとして、堺市と保健医療関係者などが連携しホームページ等を活用した情報提供や市民が知りたい情報を的確に探すことができる相談マップ等を作成し提供する必要がある。

3 がん医療の充実と緩和ケアの推進について

(1) がん医療の推進

ア 現状と課題

堺市では地域におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担う病院として大阪労災病院及び市立堺病院が指定されている。

これまで大阪労災病院が中心となり、地域における専門的ながん診療機能の充実を図るとともに、地域の医療機関との連携推進のため、市立堺病院、近畿中央胸部疾患センター、ベルランド総合病院が連携し地域連携ネットワークを構築し、がん医療の推進に取り組んでいる。

しかしながら、初期治療を終えた後の継続的な治療や緩和ケア、在宅医療につなげるシステムや体制の充実が必要などの課題がある。

イ 今後の方向性

堺市は、市民が均しく標準的ながん医療を受けられる体制をめざして、大阪府、がん診療拠点病院等で組織する「堺市医療圏がん診療ネットワーク協議会」と連携を深め課題の解決に向けた検討を実施し、地域の実状を十分踏まえた医療資源をより効果的に活用する必要がある。

また、がん患者及びその家族の意向を尊重した質の高い治療が適切に行われるよう、がん診療拠点病院を中心とした地域医療の連携体制の強化を図り、標準的ながん医療を受療できる体制の充実を図るとともに、周術期における在院日数を削減する効果を図るため、歯科医師等の連携による口腔機能管理の推進を進めるべきである。

(2) 緩和ケアの推進

ア 現状と課題

緩和ケアを推進するためには、医療従事者やがん患者・家族、市民が持つ「緩和ケア＝終末期」といった誤解や、医療用麻薬に対する誤ったイメージが解消されるような普及啓発のみならず、がん医療の提供にあたっては、がん患者の治療・療養の時期や場所を問わず、身体的苦痛のみではなく、患者・家族の心理状態や家庭環境、人間関係、人生観や価値観なども対象とした「全人的なケア」の提供が必要とされている。

大阪府では、患者及び家族の利便性をふまえた提供体制の確保が必要なことから、

地域医療機関、薬局等との情報共有を図り、緩和ケアに係る地域連携の推進に向けた課題を検討するための仕組みづくりに取り組む方向性が示されている。

しかしながら、現段階において堺市は取り組むべき課題の抽出や情報の収集はできていない状況である。

イ 今後の方向性

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアが、がんと診断された時から提供されるとともに、住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、在宅緩和ケアを含めた在宅医療・介護を提供していくための体制の充実を図り、様々な場面で切れ目なくあらゆる苦痛をやわらげることが重要である。

また、在宅医療体制の充実を図るため、「退院直後から療養生活の質の向上」に着眼し、地域の実情に応じた関係機関（医療機関、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護事業所等）との連携方策（地域連携クリティカルパス等の活用）の検討や、医療介護連携による地域包括ケアシステムの活用、口腔ケアの必要性については歯科医師等との連携により取り組みを進めるなど、がん患者・家族が住み慣れた家庭・地域での療養生活の実現に結びつけることができる環境整備をめざさなければならない。

今後、堺市は、大阪府、がん診療拠点病院等で組織する「堺市医療圏がん診療ネットワーク協議会」等の関係機関と連携を深め、堺市における課題の抽出と情報の収集に努め、がん診療拠点病院等で作成している「在宅緩和ケアマップ」が活用できるような支援策について検討すべきである。

4 がん患者等への支援の推進について

(1) がん患者及び家族への療養生活の質の向上

ア 現状と課題

がんは今や2人に1人が罹患するといわれており、今後もがん患者が増加していくことによって、多くの方ががんの療養上の問題を抱えることとなる。

がん罹患し長期にわたって継続して治療を受けると、経済的な問題、就労に関する問題、子育てや介護にかかる問題などが、がん患者及び家族にとって大きな負担となる。

堺市内の4つのがん診療拠点病院等では、相談窓口を設けて治療に関する相談、大きなストレスによる不安や精神的苦痛への傾聴、医療費に関する相談など様々な相談内容に対応をしている。

市の相談窓口としては、医療に関する総合的な窓口の設置は行っているが、現段階ではがん診療拠点病院等との連携不足から、がん患者等の支援に有効な情報の提供が行えていない。

イ 今後の方向性

堺市は、がん診療拠点病院等との連携を深め、がん患者及びその家族の経済的支援や就労支援にかかる情報の共有と市民への適切な情報提供が必要である。

がんに関しての相談は、様々であるため相談内容に適切に対応できるよう必要な人材を確保しワンストップの窓口を設置すべきである。

また、特に働く意欲・希望がありながら、雇用・就労を実現できない就職困難者等の支援に努め、がん診療拠点病院等と連携し市民への情報提供を行っていくべきである。

(2) 精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他がんに伴う負担軽減

ア 現状と課題

がんの治療や療養生活においては、がん治療のことや、療養や社会復帰のこと、経済的なことなど、普段の生活についても不安が多くなり、誰にどのように相談すればよいのかわからないと思いついて、孤独感が深まる原因になることもある。

がん相談支援センターにおいては、治療以外の日常生活の不安についても相談が可能であるが、当事者の視点で話を聞き、支えになってくれる「患者同士の支え合い」についても非常に重要なものとなっている。

がん治療や療養生活の精神的な苦痛や不安については、同じ経験を持つ患者等の話を聞くことにより、具体的に療養生活での工夫や不安の解消につながるものとなるが、堺市においては、患者同士や家族などのお互いを支えあうことが出来る場が不足しており、必要な患者支援が出来ていない。

イ 今後の方向性

堺市は、がん診療拠点病院等を中心に患者同士などが支えあえる場の提供について検討し設置するとともに、ピアサポーターを養成する研修を堺市内で開催し、がん患者の不安の解消、相談に対応できる人材の育成を行うべきである。

5 今後のがん対策の推進にあたって

がん対策推進にあたっては、具体的な数値目標を示し市が取り組んでいる事業評価を明瞭にし目標達成に努めること。

6 審議経過

	日時・場所	案件
平成25年度 第1回	平成25年7月9日(火) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長、副会長の選出 2 がんの現状について 3 国及び府のがん対策の動向について 4 堺市がん対策推進条例について 5 がん対策の現状と課題及び今後の方向性について 6 その他
平成25年度 第2回	平成25年10月3日(木) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 諮問 2 諮問についての審議方針について 3 第1回会議における質問事項について 4 諮問事項の審議について 5 その他
平成25年度 第3回	平成25年11月13日(水) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 諮問事項1「がん予防・早期発見・情報提供の推進について」の答申案について 2 諮問事項2「がん医療の充実と緩和ケアの推進について」及び諮問事項3「がん患者等への支援の推進について」の審議について 3 その他
平成26年度 第1回	平成26年7月9日(水) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 がん患者等への支援の推進について【審議】 2 答申素案の説明及び審議
平成26年度 第2回	平成26年10月8日(水) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 答申案の審議